

大田市告示第126号

おおだファミリーサポートセンター事業実施要綱（平成17年大田市告示第28号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

大田市長 楫野弘和

第3条第1号中「登録」を「登録等組織の運営」に改め、同条第3号中「会員相互の交流会の開催に」を「指導に」に改め、同条第4号中「連絡調整」を「会員相互の連絡調整及び交流」に改め、同条第6号中「かんする」を「関する」に改める。

第4条第2項に次の1号を加える。

(3) 相互会員 依頼会員と援助会員を兼ねる者

第5条第2項を削る。

第7条を第20条とし、同条の前に次の11条を加える。

(援助活動の内容)

第9条 援助活動の内容は、依頼会員の子ども1名に対して行うことを原則とし、次の各号とする。

- (1) 保育所、幼稚園、小学校、児童クラブ等（以下「保育施設等」という。）に対象児童を送迎すること。
- (2) 保育施設等の開所時間の前後において対象児童を預かること。
- (3) 保育施設等の休所日において対象児童を預かること。
- (4) 対象児童が軽度の病気の場合などに緊急的に預かること。
- (5) その他市長が援助を必要と認めた場合に対象児童を送迎し、又は預かること。

2 前項の援助活動（送迎を除く。）は、援助会員（育児の援助を提供する相互会員を含む。以下同じ。）の家庭において行うものとする。ただし、依頼会員（育児の援助を依頼する相互会員を含む。以下同じ。）と援助会員との合意のある場合で市長が認めるときは、この限りでない。

3 宿泊を伴う援助活動は、原則として行わないものとする。

(秘密の保持)

第10条 会員は、援助活動等で知り得た他の会員の秘密を漏らしてはな

らない。退会した後及び登録を抹消された後も、同様とする。

(援助活動の申込み)

第11条 依頼会員は、第9条の援助活動を受けようとするときは、アドバイザーに申込みをしなければならない。

(援助活動提供者の決定)

第12条 アドバイザーは、前条の申込みがあったときは、その内容を記録・確認するとともに、援助活動を実施するにふさわしい会員を選択し、当該会員に連絡するものとする。

(援助活動の内容の協議)

第13条 依頼会員及び援助会員は、事前に十分な協議を行い、両者の合意により援助活動の内容を決定するものとする。

2 依頼会員は、援助活動を受けるに当たって、前項に定めるところにより決定された内容以外の援助活動を援助会員に求めてはならない。

(援助活動の実施)

第14条 援助会員は、前条第1項の合意に基づき依頼会員に対し援助活動を実施するものとする。

2 援助会員は、援助活動を実施したときは、その活動を記録し、援助活動を受けた依頼会員の確認を受けなければならない。

3 援助会員は、前項の活動記録を、援助活動を実施した日の属する月の翌月の5日までにセンター長へ提出しなければならない。

4 依頼会員は、事前に打ち合わせをした場合又は援助活動を依頼したことがある場合は、直接援助会員へ援助活動の申し込みをすることができる。

(援助活動の報酬等)

第15条 依頼会員は、援助活動終了後、当該援助活動を実施した援助会員に対し、次の各号に定める基準に従って報酬を支払わねばならない。

(1) 一般保育

ア 平日（月曜から金曜まで）の基本時間（午前7時から午後7時まで） 30分毎に300円

イ アを除いた時間帯 30分毎に400円

(2) 病後児保育 30分毎に400円

2 交通費、食費、おやつ代、おむつ代については依頼会員が実費を支払う。また依頼会員が特定のものを希望する場合は、依頼会員が用意する。

(援助の実施に係る損害の賠償)

第16条 相互援助活動の実施に関して会員が他の会員に損害を与えたときは、その損害賠償について、会員相互において解決するものとする。

2 会員は、援助活動中に事故が生じたときは、直ちにセンターに報告しなければならない。

3 会員は、援助中に生じた事故に対応するため、ファミリーサポートセンター補償保険に加入するものとする。

4 会員の事故に伴う賠償責任はファミリーサポートセンター補償範囲内で行うものとする。

5 前項の保険に係る保険料は、センターの負担とする。

(依頼の取り消し)

第17条 依頼会員は、援助活動の依頼を取り消したときは、次の各号に定める取消料を当該援助活動を依頼した援助会員に支払うものとする。

ただし、自然災害等依頼会員の責めによらない事由により援助活動の依頼を取り消した場合についてはこの限りでない。

(1) 前日までの取り消し 無料

(2) 当日取消 報酬の予定額の半額相当

(3) 無断取り消し 報酬の予定額の全額相当額

(利用料金の減免)

第18条 市長は、前条の規定にかかわらず、市内に居住する依頼会員のうち、次の各号に掲げる者に係る利用料金について、当該各号に定める率を免除することができる。ただし、病後児保育についてはこの限りでない。

(1) 兄弟姉妹等で同時に援助活動を受ける場合、2人目以降は基準額の半額とする。

(2) 利用日において児童扶養手当受給者は基準額の半額とする。

2 前項の規定による減免を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、相互援助活動が実施される前に、市長に減免認定申請書を提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による申請により減免の認定をしたときは、申請者に認定通知書を交付する。

4 申請者は、利用を受ける都度に認定通知書を提示し利用料の減免を受けるものとする。

5 認定通知書の交付を受けた申請者は、認定を受けた内容に異動が生じたときは、速やかに異動届を提出するものとする。

(減免額の返還)

第19条 偽りその他不正な行為により減免を受けた者があるときは、市長及び委託先は前条第1項による決定を取り消し、又は既に交付した減免額の全額又は一部を返還させることができる。

第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(退会届)

第6条 会員は、退会するときには、その旨をセンターに届け出て、同時に会員証を返還しなければならない。

(登録の抹消)

第7条 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 故意若しくは重大な過失又は不正な行為により、センターの信用を傷つけ又はセンターに損害を与えたとき。

(3) 援助活動に関し不正な行為をしたとき。

(4) 援助活動に著しく適さないと認められるとき。

(5) この要綱の規定に違反したとき。

2 センターは、登録を抹消した会員に対し、その理由を明示し速やかに当該登録を抹消された者に通知しなければならない。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。